

# 岩手県職労

月2回刊=1406号  
2014年2月15日 発行  
発行日 毎月15日30日  
発行所  
盛岡市内丸10番1号  
岩手県庁内  
岩手県職員労働組合  
印刷所  
盛岡市上田二丁目17-4  
有限会社 ジョー印刷企画  
一部 40円  
組合員購読料は組合費に含む

いざという時の生活再建に  
安心の「再取得価額」  
「再取得価額」は、小さな負担で、いざという時は「再取得価額」でみなさんの生活再建を支援します。



じちろうの火災共済  
自治労共済本部  
詳しくは所属する組合まで

# またも賃金引下げの動き

## 人事院と政府が一体で進める「給与制度の総合的見直し」 全国の仲間とともに組合員の総意ではね返そう

人事院は昨年8月に行った国家公務員の給与に関する報告の中で「給与制度の総合的見直し」について検討・具体化することを明らかにした。これは人事院が第三者機関としての使命を放棄して、政府・自民党の意に沿った人件費削減を率先して進めようとするもので、公平性・公正性を欠いた問題だらけの内容だ。県職労はさらなる公務員の賃金削減攻撃に強く反対し、自治労・公務員連絡会に結集して取り組みを進めていく。

### 安倍政権の狙いは、徹底した賃金抑制

政府は昨年11月15日の閣議で、東日本震災の復興財源確保のために行っていた国家公務員給与の特例減額措置を本年3月末で終了することを決定。その一方で「総人件費の抑制を引き続き着実に推進する」として、給与体系の抜本改革に取り組みするために具体的な措置を取りまとめることを人事院に要請した。

動きをリセットし、今後も基本権制約という枠組みを維持しながら、人事院を利用して人件費削減を進めようというのが安倍政権の基本姿勢だ。

「総人件費の抑制を引き続き着実に推進する」として、給与体系の抜本改革に取り組みするために具体的な措置を取りまとめることを人事院に要請した。

域的な給与配分の見直しだ。2006年に行われた国家公務員の給与構造改革でも、民間賃金が低い東北・北海道に合わせて給料を4・8%引き下げ、民間賃金の高い地域には地域手当を拡大した。

### 職員の生活と士気にも悪影響

二点目は「世代間の給与配分の見直し」だ。人事院は、50歳台後半層で公務員賃金が民間を上回っているとして、その是正のために給与構造を見直すとしている。しかし、民間では公務員より管理職への昇進年齢が低い実情や、50歳台後半での役降り制度などがある。こういった人事管理の違いを考慮せずに年齢層別の給与水準を単純比較する

ことは、新たな不均衡を生み出しかねない。55歳昇給抑制の課題では、県地方公務員共闘会議もこうした問題点を指摘し、県当局との交渉を重ねてきたが、残念ながら「人事委員会勧告尊重」「国・他県準拠」などを盾に、当局は最後まで強硬姿勢を変えなかった。

この他に、技能労務職員の給与水準も見直すとしており、対象職員が多い地方では大きな打撃を受けることになる。地域間配分の見直しとあわせ、正に地方公務員をターゲットにした賃下げを狙うものであり容認できない。地方切り捨ての政府・人事院の姿勢を、組合員の総意ではね返していこう。

## 全員の投票でスト推進成功を 投票期間 2月12日(水)～19日(水)

自治労ストライキ 批推投票用紙  
1年間のストライキ指令権を中央闘争委員会に委譲します。



賛否の意思は大きく○を

第五世代  
生理休暇を知っていますか。この休暇は、法律で認められている女性の基本的権利の一つだ。青年婦人部では、毎年取得実態を調査しているが、取得者は女性組合員の2%にも満たない。未取得者の多くは、「症状が軽く必要ない」「仕事が忙しい」「男性上司へ申請しにくい」「職場の雰囲気を取りづらい」と回答している。しかし、生理休暇を取得した人としなかった人では、取得しなかった人の異常分娩の率や出生時の障害が多くなるなど、健康への影響は大きいと言われている。本人が軽いと思っている場合は除いたとしても、実際に体調がすぐれない場合は生理休暇を取得してかまわないのだ。現在、職場では人員不足から労働荷重が常態化し、具合が悪くても休みますと言いつけられないのが実情だ。取得できる制度があったとしても、周囲の理解も含め取得できる職場環境がなければ単なる「絵に描いた餅」でしかない。1月から3月は「女性の働く権利確立運動強化月間」だ。女性が健康に産後、子育てができ、また、定年まで安心して働き続けるために、まずは女性自身が自分の体を知ることからはじめてみよう。

### 「地域間配分の見直し」の問題点

#### 〈人事院報告〉

民間賃金指数の低い12県をひとつのグループとして、官民較差の率の差を算出。

「2ポイント台半ば」の差があり見直しが必要

#### 〈問題点〉

- 民間賃金指数の低い県は地理的に散在しており、これを1グループとして新たな較差を生み出したのは非常に恣意的。
- 現時点においても、国家公務員の本府省勤務者と地域手当非支給地との間には、2割を超える水準差がある。
- 職務給の原則、同一労働・同一賃金の原則に矛盾している。
- 国家公務員に関しては職員間の配分変更だが、地方公務員にとっては、結果として賃金水準そのものの引き下げに直結する。

人件費削減の本当のターゲットは、地方公務員給与費にあると見るべき

### 「地域間配分の見直し」の問題点

#### 〈人事院報告〉

50歳台後半層の官民較差は依然として大きい。

給与カーブの見直しが必要

#### 〈問題点〉

- 官と民では人事管理（管理職への昇任など）の違いが大きい。  
【給与水準のピーク】  
民：50代前半⇔官：50代後半
- 差を埋める必要性があるか疑問。
- 給与カーブ見直しは50歳台後半層の大幅賃金引下げにとどまらず、さらに若い世代への引き下げ影響もありうる。

## 要請署名にご協力を 2月末集約、人事院へ提出

人事院はこの「総合的見直し」を今年の夏に勧告し、2015年度から（一部14年度から）の実施を目指している。

自治労・公務員連絡会はこれをね返すために、抗議・要請行動を強めており、県職労もすでに中央執

いる人事院交渉に臨む自治労上京団に託して提出する。組合員の皆さんには、ご家族等も含めて1筆でも多くの協力をお願いする。

単なる「絵に描いた餅」でしかない。1月から3月は「女性の働く権利確立運動強化月間」だ。女性が健康に産後、子育てができ、また、定年まで安心して働き続けるために、まずは女性自身が自分の体を知ることからはじめてみよう。



反対しないと大変なことに！



県庁5Fフロアに座り込み、交渉支援する県職労組合員



交渉団の発言をメモする総務部長(左から二人目)



提案の撤回を求める地公交渉団



1. 31「50歳昇給抑制阻止」地公共闘総決起集会



情勢報告を行う小田嶋地公共闘事務局長

55歳昇給抑制・管理職手当削減

苦渋の決断で今次闘争を終結

# 給与制度全般の課題解消に努力 当局の決意を確認

県地方公務員共闘会議(豊巻浩也議長・岩教組)

は1月31日、県内各地から

は1月31日、県内各地から

は1月31日、県内各地から

は1月31日、県内各地から

は1月31日、県内各地から

は1月31日、県内各地から

は1月31日、県内各地から

は1月31日、県内各地から

は1月31日、県内各地から

2月5日の交渉で小田嶋

部長は、「近年の社会保障

関係費や交際費の伸びが影

響して、来年度においても

非常に厳しい財政運営を強

いられる。これに対応する

ため、管理職手当の減額を

お願いしている」と、これ

までの当局側の主張を繰り

返した。

地公共闘は、「厳しい県

財政の状況を理由に、人勸

に基づかない特例措置が10

年にも及ぶ。職員負担以外

の方法による具体的な財源

対策を示せ」と強く求めた。

これに対し小田嶋部長

は、「一般職員を対象とし

た給与減額は考えていな

い。今後は、徹底した事務

事業の精査などによる歳出

削減や、税収確保・未利用

資産の売却などを通じた歳

入の確保をより強力に進

め、財政状況の改善に努め

たい」と回答した。

55歳昇給抑制について

地公共闘は、「実質的な

昇給停止であり、勤務意欲

の確保が難しく、職場全体

の士気にも影響する。ま

た、任命権者ことにある給

与制度全般の課題解決が先

だ」と訴え、再考を求めた。

これに対し小田嶋部長

## 自治労 法改正等の流れ知る機会に 県職労からも2名が参加

全国福祉事務所・児童相談所交流会

自治労本部主催の2011

4全国福祉事務所・児童相

談所交流集会在過日東京で

開催され、県職労から一関

支部の小笠原靖さん(見相

分会)と盛岡支部石塚佑紀

さん(保健福祉環境部分

会)が参加した。

集会では本部福祉事務

所・児童相談所部会の佐藤

伸一(一部会長(岩手県職労))

が基調提起。厚生労働省の

生活保護、生活困窮者対

策、児童相談の担当者の行

政説明や講演を受け、分科

会討論などで交流した。

今回初めて参加した石塚

さんから、「生活保護法改

正及び生活困窮者自立支援

法成立の流れ等を理解でき

る機会となりました。今後

の動向を注視していきたい

です」と、感想が寄せられ

た。

は、「今回の抑制措置の対

象となる年齢層の勤務意欲

の確保には、様々な視点か

ら考えていく必要があると

認識している。職種や給料

表の構造等に起因する給与

上の課題について、それぞ

れの組合と協議を行って

いくことの必要性を理解し

ている。総務部長としても引

き続き意を用いて対応してい

く」と回答し、課題改善に向

けた労使間協議を継続して実

施していく姿勢を示した。

地公共闘は、提案を押し

戻すことはできなかったも

の、給与制度全般の課題

解消に向けた県当局の決意

を確認したことから、提案

を受け止めることを判断

し、交渉を終結した。

課題解決に向けた優先課題

◆50台前半で最高号給に多くの職員が到達している実態の解消

◆制度上、長期間昇給できない職員の個別の把握と昇格協議

◆現行査定昇給制度の廃止または運用改善

◆初任給改善

◆主任発令年齢の引き下げ

◆通勤手当の満額支給上限額の引き上げをはじめとする改善

◆沿岸地域勤務者等の住環境の改善

◆消費増税に伴う、諸手当の改善

◆その他、休暇制度等権利拡大による勤務意欲の確保等々

## 県職労総合共済 請求期限迫る ▶ 東日本大震災に関する給付

全組合員が加入している「県職労総合共済」では、2011年3月11日に発生した東日本大震災で被災した組合員の生活再建への支援のため、自家用車の流失や実家被害などの給付拡充を行い、これまでに305件37,640,000円の給付を行っています。

総合共済の請求期限は、事由発生日から3年以内となっており、東日本大震災による被害に対する給付は、間もなく請求期限を迎えます。期限を過ぎると給付を受けることができなくなりますので、あらためてご確認願います。

### ◎「自宅の壁にヒビが入った」

損害額が20万円を超える損害(※床上浸水・床下浸水を除く)は、「一部焼・一部損壊」の給付対象となります。「ヒビが入ったくらいでは・・・」と思って請求していないケースが多いようですが、壁の損害額は意外と高いようで、給付の対象となる場合があります。

(※一階床面部分の50%以上に浸水した場合は、「床上浸水」として、別の給付項目の対象となります。)

### ◎「両親が住んでいた家(実家)が津波の被害で全壊した」

東日本大震災に係る県職労総合共済独自の給付として、「実家被害」の項目を設けております。組合員本人の実家が、「全壊・流失・全焼」「大規模半壊」「半焼・半壊」以上の被害を受けた場合に給付の対象となります。(住宅災害給付金対象の物件は除きます。)

建物の名義人が組合員本人でなくても給付の対象です。(組合員本人名義の場合は、給付額が2倍となります。)

もしかしたら・・・と思ったら、組合書記局までご連絡ください。

《給付事例》

